



後期高齢者医療制度の 健康診査のお知らせ

健康診査の対象者

- ①平成28年12月31日以前に後期高齢者医療制度に加入された方で、入院・施設などへ入所されていない方または生活習慣病と診断されていない方
8月頃に健康診査受診券をお送りする予定です。
- ②平成29年1月1日から平成29年9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方または加入される方

下表のとおり、後期高齢者医療制度の加入時期に応じて健康診査申込書（往復はがき）をお送りします。入院・施設などへ入所されていない方または生活習慣病と診断されていない方で受診を希望される方は、申込書（往復はがき）の返信にて徳島県後期高齢者医療広域連合までお申し込みください。申込後、健康診査受診券を後日お送りします。

後期高齢者医療制度 加入時期	健康診査申込書 送付時期(予定)
平成29年1月1日～3月31日	5月
平成29年4月1日～5月31日	6月
平成29年6月1日～7月31日	8月
平成29年8月1日～8月31日	9月
平成29年9月1日～9月30日	10月

※平成29年10月以降に後期高齢者医療制度に加入される方は、平成29年度の健康診査の対象外となるため、現在加入されている健康保険で健康診査を受診してください。

- ③上記以外の方で、平成29年4月以降、血液検査や尿検査をしていない方

8月以降、保険年金課（市役所1階④番窓口）に健康診査申込書を備え付けますので、受診を希望される方は、健康診査申込書を保険年金課（市役所1階④番窓口）へ提出してください。申込後、健康診査受診券を後日お送りします。

後期高齢者医療制度の加入者を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。
健康診査の対象となる方には「健康診査受診券」をお送りしますので、ぜひ受診しましょう。
※入院・施設などへ入所されていた方または生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査受診券の送付対象者から除いています。

【健診項目】

身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

【受診費用】

無料

【受診期間】

受診券を受け取られたときから平成29年12月末日まで

【受診方法】

受診券に同封の「健康診査実施機関一覧表」に記載されている病院などで受診できます。実施している曜日、時

間帯、予約が必要かどうかを確認してください。

受診するときは、必ず「健康診査受診券」と「後期高齢者医療被保険者証」を持参してください。

【お問い合わせ先】

市保険年金課医療・年金担当
（市役所1階ロビー）

☎ 32・4120 / FAX 35・0173
Mail: hokennenkin@city.komatsushi.ma.i-tokushima.jp